

福祉のひろば

高齢者等の見守りに関する協定を新たに3団体と締結

民間事業者等が日常業務の中で、高齢者等に異変を感じた際に、市や地域包括支援センター等に連絡することにより、見守りのネットワークを強化する協定です。今年度は3団体にご賛同いただき、2月8日に協定を締結し、協力事業者は合計63団体となりました。

協定参加団体
東邦薬品株式会社首都圏支社 東京営業部立川・府中営業所
株式会社ファティック リンデンB・I武蔵野三鷹
多摩きた生活クラブ生活協同組合

今後も本協定を通し、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいきます。

042-387-9843
介護福祉課高齢福祉係

おとしより無料入浴デー

時2月28日(日)午後4時～11時
所ぬぐい湯(貫井北町3-4-4) 対市内在住の65歳以上の方と小学生以下の方
ご利用の際は、当日、浴場に口頭で必ず申し出てください
042-387-9843
介護福祉課高齢福祉係

自立支援医療(精神通院)・精神保健福祉手帳の有効期限が令和3年3月1日以降の方へ

感染症拡大防止の観点から、自立支援医療(精神通院)の更新手続きを不要とする自動延長および精神保健福祉手帳更新時の診断書提出猶予が行われていましたが、有効期限が令和3年3月1日以降の方から、更新および診断書の提出等が必要となります。

なお、更新手続きは、有効期限の3か月前から可能です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせ

合わせください。
042-387-9841
自立生活支援課相談支援係

善意の輪

社会福祉協議会取扱分
令和2年11月分

【一般寄附】

▽8千988円▽ちよこつと募金箱▽5万9千988円▽匿名▽千530円▽匿名▽342円▽匿名

【特定寄附】

◆子育て支援のために

▽5千688円▽匿名

◎令和2年12月分(敬称略)

【一般寄附】

▽3万8千323円▽山本紘義▽2万円▽ITS株式会社▽1

認知症チェックサイトのご活用を

パソコンや携帯電話・スマートフォン等から、無料で認知症のチェックができるサイト(右記QRコード)です。



こんなことはありませんか?

- ▷知っている人の名前が思い出せない
- ▷物のしまい場所を忘れる
- ▷今しようとしていることを忘れる
- ▷同じことを何度も聞く(または言う)と言われる

認知症は、早期発見・早期治療を行うことで、改善可能なものや進行を遅らせることができる場合があります。

医学的な診断基準ではありませんが、目安として参考にしてください。

042-387-9845
介護福祉課包括支援係

シルバー人材センター

英会話教室・囲碁教室

4月から始まる英会話教室・囲碁教室の生徒を募集します。経験豊かな講師が楽しい授業を行います。
【期間】年間講座シルバー人材センター会員定各クラス若干名(申込順)※個人指導・リモートでの個人指導も可
7へ

教室名	とき	ところ	
英会話	入門 お得に役立つ英会話	金 10:00~11:30	本町暫定庁舎
	英語的に考えましょう	水 10:00~11:30	
	何ていうの、英語では	木 10:00~11:30	
	やさしい場面別英会話	金 15:00~16:30	
	初級		婦人会館
	英語で話そう!	火 15:30~17:00	
	英語とお友達!	水 15:00~16:30	
	日本人の英会話	水 13:30~15:00	
囲碁	Let's enjoy simple English	日 10:00~11:30	本町暫定庁舎
	生活に英語を取り入れよう	水 13:00~14:30	
	中級		本町暫定庁舎
	英語で“世界”を広げよう!	土 10:00~11:30	
	入門	12:00~13:00	
	初級~中級	土 13:00~15:00	
	初級~初段	15:15~17:15	
	入門~中級	日 13:00~15:00	
上級~有段	15:15~17:15		

子ども子育て

予防接種等保健衛生事業は健康ガイドへ

幼児教育・保育無償化の認定・請求について

認定手続きについて

無償化の対象施設を利用し

始めるお子さんは、無償化の給付を受けるために、事前に認定を受ける必要があります。希望される方は、施設利用開始前に必要な手続きを保育課で行ってください。
【施設等利用費の請求について】
無償化の対象となる施設の利用料(令和2年10月1日～3年3月31日)に係る請求を受け付けます。
申3月15日～4月14日(必着)に、郵送で保育課保育係(〒184-8504住所不要)

共通

他詳細は、市ホームページをご覧ください。お問い合わせ

(市役所第二庁舎3階)042-387-9846
ご存じですか愛育手当申請を忘れずに
対市内在住で、令和2年4月1日現在、満3歳～5歳で、公的補助のない無認可保育施設に、月の初日から15日以上かつ1日4時間以上在籍している幼児の保護者※一時的な保育利用等は該当しません
■手当月額幼児1人につき7千300円
■支給方法9月・3月に当月分までを銀行振込他申請書の在籍証明欄は、幼児が通っている施設の代表者の記入・押印が必要
問子育て支援課手当助成係(市役所第二庁舎3階)042-387-9839

3月のみんなであそぼうほいくえん

施設名	催し(原則保護者同伴)
光明第二 (042-381-8706)※2	リモート子育て講座「怒りに振り回されない子育て」※1=時4日(木)午後1時30分～2時30分対保護者申2月15日から
ひなぎく (0422-55-4417)※2	おはなし会※1=時9日(火)午前10時～11時対未就園児定5組申2月15日から
	ブックスタート※1=時12日(金)午前10時15分～11時対0歳の未就園児定5組申2月15日から
貫井 (042-381-3575)※2	わらべうた※1=時19日(金)午前10時～11時対0～1歳児定3組申2月16日から
	園庭開放=時19日(金)午前11時～正午

※1=要事前申込(申込順)※2=申月曜～金曜日午前8時30分～午後5時